

 **第一興商**

# 第47回 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2022年6月24日（金曜日）  
午前10時（開場：午前9時）

開催  
場所

東京都港区台場一丁目9番1号  
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

決議  
事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本定時株主総会におきましては、極力、当日ご出席を見合わせられ、書面又はインターネットにて議決権をご行使されますことを強くご推奨申し上げます。  
また、ご来場記念品はご用意いたしておりません。

**株式会社第一興商**  
証券コード：7458

# Contents

■ 株主総会招集ご通知	
第47回 定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のお願い	4
インターネットによる議決権を 行使される場合のお手続きについて	5
(提供書面)	
■ 事業報告	
1.企業集団の現況に関する事項	7
2.会社の株式に関する事項	17
3.会社の新株予約権等に関する事項	18
4.会社の役員に関する事項	20
5.会計監査人の状況	24
■ 連結計算書類	
連結貸借対照表	25
連結損益計算書	26
■ 計算書類	
貸借対照表	27
損益計算書	28
■ 監査報告書	
連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書	29
計算書類に係る 会計監査人の監査報告書	31
監査役会の監査報告	33
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	34
第2号議案 定款一部変更の件	35
第3号議案 監査役2名選任の件	37
■ Business Report	41

# 株主の皆様へ

---



代表取締役社長  
保志 忠郊

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当第47期におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が前期より継続しており、特に上期においては当社と当社のお客様の店舗にとって、前期以上に厳しい事業環境下での運営となりました。下期におきましては、年末期を通常営業できたことにより、コロナ以前ほどとは言えないまでも、多くのお客様にご来店いただき、改めてカラオケの根強い人気を実感することができました。

このような状況のなかで、当社グループでは前期に続き「出を抑え、入りを増やす」という方針のもと、手元資金の流動性確保に留意しつつ固定費の低減を図る一方で、パーキング事業の拡大やデリバリー業態の拡充など新たな収益源の開拓を進めてまいりました。また、主業であるカラオケにおいては、ライブ映像などの映像コンテンツをさらに充実させ、通信カラオケDAMの魅力向上を図るとともに、直営店舗においては最上位機種や最新のマイクへの入れ替えを進め、より安心して楽しくカラオケをうたえる環境の構築に努めました。

足もとの進行期においてもコロナ禍の影響は一部継続しているものの、ワクチンの普及等により、経済活動は徐々に全体として通常に近い状態へと近づきつつあります。そのような回復局面において、カラオケは皆様の生活への彩りや、心と身体の健康をもたらすものとして、必ずや社会にとって不可欠なサービスになると確信しております。

私たちは、カラオケのリーディングカンパニーとして「もっと音楽を世に もっとサービスを世に」の社是のもと、これからもカラオケをうたう楽しさを追求し、うたう環境を拡大していくことにより、カラオケ産業全体の発展と社会課題解決に寄与し、当社グループとしても持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様には、引続きのご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2022年6月

# 株主総会招集ご通知

証券コード 7458

2022年6月9日

株 主 各 位

東京都品川区北品川五丁目5番26号

**株式会社第一興商**

代表取締役社長 保志忠郊

## 第47回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、極力、当日ご出席を見合わせられ、書面又はインターネットにて議決権をご行使されますことを強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、次頁のご案内をご参照いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

**1.日 時** 2022年6月24日（金曜日）午前10時（開場 午前9時）

**2.場 所** 東京都港区台場一丁目9番1号  
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

### 3.目的事項

#### 報告事項

- 第47期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第47期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.dkkaraoke.co.jp/>）に掲載させていただきます。

#### ウェブ開示に 関する事項

次の事項につきましては、法令並びに当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.dkkaraoke.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の会社の体制及び方針
- ②連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の連結注記表
- ③株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表

## 議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の方法がございます。

### 株主総会のご出席をお控えいただく場合、又はご出席いただけない場合

「郵送」又は「インターネット等」で事前に議決権を行使いただけます。



#### 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

期日

2022年6月23日（木曜日）午後6時までに到着



#### インターネット等

パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否を入力してください。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

期日

2022年6月23日（木曜日）午後6時までに入力

インターネットによる行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

#### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

### 株主総会にご出席いただける場合



#### 会場受付にご提出

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時（開場午前9時）

場所

ヒルトン東京お台場1階 ペガサス

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

## インターネットによる議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します)

### 議決権行使サイト

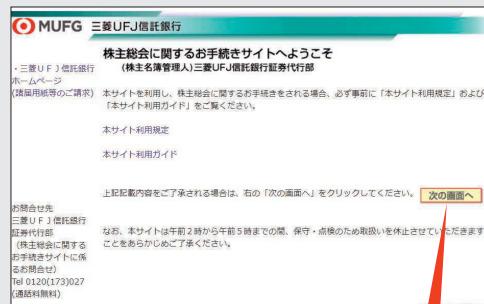
<https://evote.tr.mufig.jp/>

### 議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後6時まで

### 議決権行使サイトのご利用方法

#### 1. 議決権行使サイトにアクセスする



「次の画面へ」をクリック

## ご注意事項

- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
  - ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
  - ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、データ通信料等による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

## 2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

## 3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード (確認用)」の両方を入力

「送信」をクリック

以降画面の案内に沿って  
賛否をご入力ください。

### パスワードのお取り扱いについて

- ① 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、(株)ICが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動への制限が長期にわたり、8月には感染状況が再拡大するなど厳しい状況で推移いたしました。国内でのワクチン接種が進むほか、10月以降、感染状況は落ち着き、経済活動にも改善の兆しが見えてきたものの、新たな変異株の発生により感染が再拡大するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当カラオケ業界におきましても、東京をはじめとする大都市圏に対して発出された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置とそれらに伴う要請が続いたことにより、ナイト市場・カラオケボックス市場ともに多くの店舗が長期間の休業あるいは時短営業を余儀なくされました。年末期など、営業制限が解除された時期においては回復傾向も見られたものの、新たな変異株の発生や企業による会食自粛など、厳しい事業環境が期末まで継続いたしました。

当社グループにおきましても、中核事業である業務用カラオケ事業及びカラオケ・飲食店舗事業のいずれにおいても新型コロナウイルス感染拡大のマイナス影響が継続していることから、「出を抑え、入りを増やす」という方針のもと、手元資金の流動性確保に留意しつつ、固定費の低減を図る一方で、カラオケ導入先との関係性強化に努め回復局面に備えるとともに、パーキング事業やデリバリー業態の拡充など新たな収益源の開拓を進めました。

また、雇用調整助成金や時短協力金をはじめとする各種給付金を「助成金収入」として、15,206百万円(前年同期は3,781百万円)を特別利益に計上したほか、コロナ禍における緊急事態宣言への対応に起因する費用を「新型コロナウイルス関連損失」として、6,452百万円(前年同期は8,883百万円)を特別損失に計上しております。

以上の結果、当期の業績は、売上高は94,787百万円(前年同期比1.6%増)となり、営業損失は289百万円(前年同期は2,693百万円の損失)、経常利益は888百万円(前年同期は1,194百万円の損失)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期に比べ特別利益が10,998百万円増加したこと及び特別損失が13,217百万円減少したことなどにより、5,196百万円(前年同期は18,782百万円の損失)となりました。

なお、当期までを対象とする各種給付金のうち、20億円程度は2023年3月期の決算において計上する見込みです。



事業区分別の概況は、以下のとおりであります。

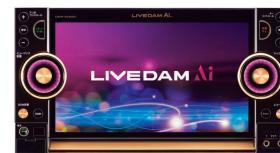


当事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種要請により、特に上期においては顧客店舗であるスナック・バーなどのナイト店舗やカラオケボックス店舗の多くが長期間の休業や時短営業を余儀なくされるなど厳しい事業環境が続きました。このようななか、前年より取り組んでおります感染予防関連商品の提案・販売などを通じた顧客支援を継続したほか、介護施設等のエルダー市場においてオンラインイベントを開催するなど顧客との関係強化に努めました。また、4月には本体及びリモコンに抗菌処理を施したナイト市場向け新商品「Cyber DAM+ (サイバーダムプラス)」を発売し商品ラインアップを強化したほか、10月にはライブの臨場感をそのままカラオケ店で体感できる新コンテンツ「ライビュー！」をリリースするなど、映像コンテンツをさらに充実させることにより、カラオケDAMの商品力強化を図りました。

緊急事態宣言が解除された10月以降は休業店舗の再開や新規開店が増加傾向で推移しており、年明けに再び感染が拡大した影響を受けつつも、当期末のDAM稼働台数は若干ながら前期末を上回る水準となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比2.9%の増収となり、営業利益は前年同期比11.4%の増益となりました。

なお、緊急事態宣言に伴う減免施策に係る固定費599百万円(前年同期は1,887百万円)を「新型コロナウイルス関連損失」に振替え計上しております。



## カラオケ・飲食店舗事業



### 主要な事業内容

カラオケルームの運営及び飲食店舗の運営

### 売上高

**24,402**百万円  
(前年同期比5.1% ↓)

### 営業利益

**△11,299**百万円  
(前年同期比-)

25,722 24,402

第46期

第47期

△12,088 △11,299

第46期

第47期

当事業におきましては、カラオケ5店舗、飲食3店舗の出店及びカラオケ23店舗、飲食6店舗の閉店を行ったことにより、当期末の店舗数はカラオケ503店舗、飲食175店舗となりました。

2度の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴い、多くの店舗が長期間にわたり休業や時短営業となるなど、当期においても大きなマイナス影響が続きました。9月末には緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除され、最大繁忙期である年末を行政による各種制限の無い状況で迎えることができたものの、年明けには新たな変異株の感染拡大による影響を受けたほか、企業による会食自粛や小規模化といった影響が期末まで継続したことにより、通期の既存店売上高はコロナ禍以前に比べ6割減となりました。

これらの状況を受け、引き続き固定費の低減に努めるとともに、既存店舗のキッチンを活用したデリバリー業態の拡充など「出を抑え、入りを増やす」ための施策を継続する一方で、カラオケの楽しさをより高めることで顧客満足度向上につなげるため、ビッグエコー店舗においては最上位機種である「LIVE DAM Ai (ライブダムアイ)」への入替えを推進したほか、全店全ルームにハーモニーピンク/ホワイトのマイク設置を行いました。また、雇用調整助成金や時短協力金等の助成金を活用し、集客回復時に備え雇用と店舗設備の維持に努めました。

以上の結果、売上高は前年同期比5.1%の減収となり、11,299百万円の営業損失となりました。

なお、緊急事態宣言に伴う休業期間中の運営店舗の固定費5,820百万円(前年同期は6,935百万円)を「新型コロナウイルス関連損失」に振替え計上しております。



## 音楽ソフト事業



### 主要な事業内容

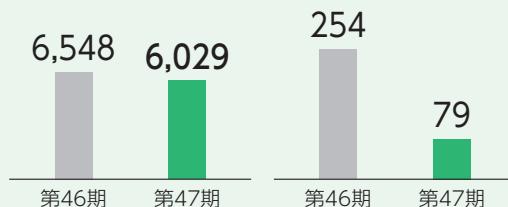
音楽・映像ソフトの制作及び販売

### 売上高

**6,029**百万円  
(前年同期比7.9%)

### 営業利益

**79**百万円  
(前年同期比68.6%)



当事業におきましては、新型コロナウイルスの影響による新曲の発売延期やイベント・コンサートの中止による商品販売減少などの影響を受けるなか、販売費等のコストコントロールに努めました。

以上の結果、売上高は前年同期比7.9%の減収となり、営業利益は前年同期比68.6%の減益となりました。

## その他の事業



### 主要な事業内容

パーキング事業、不動産賃貸、BGM放送事業ほか

### 売上高

**11,166**百万円  
(前年同期比19.4%)

### 営業利益

**1,006**百万円  
(前年同期比82.0%)



当事業におきましては、前年に続き飲食店・カラオケ店への設置が多いBGM事業などにおいてはコロナ禍のマイナス影響を受けたものの、家庭用カラオケサービス「カラオケ@DAM」は好調に推移いたしました。

新たな収益の柱とするべく「ザ・パーク」ブランドで展開するパーキング事業においては、営業資産の買収を含む新規出店が好調に進展し、当期末時点で1,700施設、22,000車室を超える規模に拡大いたしました。

以上の結果、売上高は前年同期比19.4%の増収となり、営業利益は前年同期比82.0%の増益となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、カラオケ機器の新機種への更新投資のほか、カラオケルーム店舗及び飲食店舗の新規出店や店舗リニューアルなどに9,334百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、借入金返済資金に充当するため、長期借入金100億円を調達いたしました。

## (4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、長期化している新型コロナウイルスの感染拡大について、依然として収束が見通せないことに加え、海外での政情不安や、燃料価格をはじめとした物価の高騰などが継続していることから、引続き先行き不透明な状況で推移するものと予想されます。

当カラオケ業界におきましては、主力市場であるナイト市場、カラオケボックス市場ともしばらくは厳しい事業環境が継続するものと予想されます。

当社グループにおきましても、業務用カラオケ事業では、コロナ禍の影響によって減少した稼働台数の回復に、ある程度の時間を要することが見込まれます。カラオケ・飲食店舗事業においては、引続きカラオケルーム内の消毒など基本オペレーションを徹底し、お客様が安心・安全にカラオケを楽しんでいただける環境づくりに努めておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響は2023年3月期においても一定程度残ることが予想されます。

しかしながら、国内においてワクチンが広い世代に普及し、ウイルス自体の弱毒化も指摘されていることから、コロナ禍が完全には収束しない中においても、経済活動は徐々に通常に近い状態へと回復していくものと考えられます。

このような状況において、当社グループにとって喫緊の課題は、コロナ禍により減少したDAMの稼働台数を回復することと、2期連続で営業損失の計上となったカラオケ・飲食店舗事業を早期に黒字化することと考えております。

中期的な見通しとしては、カラオケは広い世代に支持される身近なレジャーとして定着しており、特に近年では超高齢社会と言われる中で、健康寿命の延伸にも寄与すると考えられていることから、カラオケの需要はコロナ禍以前の水準を回復するものと考えております。厳しい事業環境下ではありますが、当社グループの中核事業である業務用カラオケ事業及びカラオケ・飲食店舗事業においては、カラオケの楽しさをより高めるための投資を継続し、市場での競争力及び収益力を強化することにより、コロナ収束後の躍進を目指してまいります。また、コインパーキング事業をはじめとした新規事業の育成にも注力し、持続的な成長を目指してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

科目	第44期 (2019年3月期)	第45期 (2020年3月期)	第46期 (2021年3月期)	第47期 (2022年3月期)
<b>経営成績 (百万円)</b>				
売上高	143,833	146,297	93,316	94,787
営業利益又は営業損失 (△)	19,672	19,058	△2,693	△289
営業利益率 (%)	13.7	13.0	△2.9	△0.3
経常利益又は経常損失 (△)	20,881	20,133	△1,194	888
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	15,600	12,555	△18,782	5,196
<b>経営成績 (百万円)</b>				
総資産	188,814	181,567	186,795	180,389
純資産	132,636	136,205	106,030	105,160
<b>キャッシュ・フロー (百万円)</b>				
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,221	28,155	7,755	18,165
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,192	△21,430	△9,539	△9,297
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,547	△15,872	22,174	△8,487
現金及び現金同等物の期末残高	56,439	47,232	67,680	68,125
<b>1株当たりデータ (円)</b>				
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	274.43	221.87	△338.54	95.21
1株当たり純資産	2,310.79	2,386.30	1,912.19	1,896.65
1株当たり配当金 (年間)	112.00	113.00	113.00	113.00
<b>主要経営指標 (%)</b>				
総資産経常利益率 (ROA)	11.3	10.9	△0.6	0.5
自己資本当期純利益率 (ROE)	12.2	9.5	△15.7	5.0
自己資本比率	69.3	74.0	55.8	57.4

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
 2. 当連結会計年度より「収益認識に関する基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

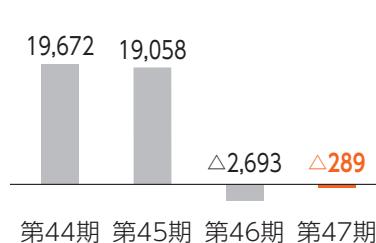
### 売上高

(単位:百万円)



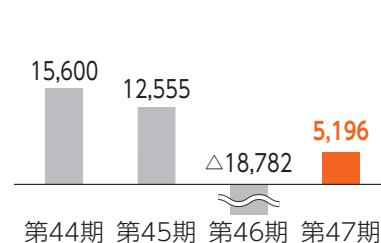
### 営業利益

(単位:百万円)



### 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



## (6) 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)北海道第一興商	70	100.0	業務用カラオケ事業、カラオケ・飲食店舗事業
(株)東北海道第一興商	40	100.0	同 上
(株)北東北第一興商	70	100.0	同 上
(株)東北第一興商	90	100.0	同 上
(株)常磐第一興商	90	100.0	同 上
(株)群馬第一興商	70	100.0	同 上
(株)栃木第一興商	40	100.0	同 上
(株)埼玉第一興商	90	100.0	同 上
(株)東東京第一興商	70	100.0	同 上
(株)台東第一興商	90	100.0	同 上
(株)城西第一興商	70	100.0	同 上
(株)湘南第一興商	90	100.0	同 上
(株)新潟第一興商	40	100.0	同 上
(株)長野第一興商	70	100.0	同 上
(株)静岡第一興商	90	100.0	同 上
(株)東海第一興商	90	100.0	同 上
(株)北陸第一興商	70	100.0	同 上
(株)京都第一興商	40	100.0	同 上
(株)第一興商近畿	90	100.0	同 上
(株)京阪第一興商	70	100.0	同 上
(株)兵庫第一興商	90	100.0	同 上
(株)九州第一興商	70	100.0	同 上
(株)沖縄第一興商	70	100.0	同 上
(株)岩本商会	10	100.0	業務用カラオケ事業
(株)東静特機	10	100.0	同 上
(株)Airside	3	100.0	カラオケ・飲食店舗事業
(株)第一興商音楽出版	10	100.0	音楽ソフト事業
日本クラウン(株)	250	80.4	同 上
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ	270	100.0	同 上
ユニオン映画(株)	195	87.9	同 上
(株)クラウンミュージック	10	100.0 ※1 (100.0)	同 上
(株)トライエム	50	100.0	同 上
(株)ズームリパブリック	40	100.0 ※2 (100.0)	同 上
(株)ネクスト50	10	100.0 ※3 (100.0)	同 上
(株)ザ・パーク	10	100.0	パーキング事業
(株)ディーケーファイナンス	60	100.0	金融業、不動産賃貸業
(株)ファーストプロパティーズ	3	100.0	不動産仲介業
(株)韓国第一興商	450百万W	100.0	業務用カラオケ事業
第一興商(上海)電子有限公司	100百万円	100.0	同 上

(注) 「当社の議決権比率」欄の( )は内書で、当社の関係会社の間接所有であり、所有する会社は次のとおりであります。

- ※1 日本クラウン(株)
- ※2 (株)徳間ジャパンコミュニケーションズ
- ※3 ユニオン映画(株)

## (7) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

本店	東京都品川区北品川五丁目5番26号
支店	東京支店 (東京都中野区)      横浜支店 (神奈川県横浜市)      多摩支店 (東京都立川市) 豊橋支店 (愛知県豊橋市)      千葉支店 (千葉県千葉市)      大阪支店 (大阪府大阪市) 松戸支店 (千葉県松戸市)      広島支店 (広島県広島市) 上記のほか全国に21支店、9営業所、7出張所があります。
カラオケルーム及び飲食店舗	東京、千葉、横浜、大阪、広島ほか全国に420店舗があります。

### ② 子会社

国内	
北海道地区	(株)北海道第一興商 (北海道札幌市) ほか1社
東北地区	(株)東北第一興商 (宮城県仙台市) ほか1社
関東・甲信越地区	(株)台東第一興商 (東京都台東区) ほか23社
東海・近畿地区	(株)東海第一興商 (愛知県名古屋市) ほか6社
九州地区	(株)九州第一興商 (福岡県福岡市) ほか1社
カラオケルーム及び飲食店舗	上記国内子会社のもと、全国に258店舗があります。
在外	
アジア	第一興商 (上海) 電子有限公司 (中国上海) ほか1社

**(8) 従業員の状況** (2022年3月31日現在)**① 企業集団の状況**

従業員数	前期末比増減
3,369名	68名減

- (注) 1. 上記従業員数には嘱託従業員を含んでおります。  
 2. 上記のほか年間平均の臨時従業員数は3,038名（1日8時間換算）であります。

**② 当社の状況**

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,878名	13名減	41.3歳	12.5年

- (注) 1. 上記従業員数には嘱託従業員を含んでおります。  
 2. 上記のほか年間平均の臨時従業員数は1,956名（1日8時間換算）であります。

**(9) 主要な借入先及び借入額** (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
(株)三井住友銀行	8,700
(株)みずほ銀行	8,445
(株)三菱UFJ銀行	8,220
農林中央金庫	4,260
(株)横浜銀行	4,056
(株)新生銀行	3,295
三井住友信託銀行(株)	2,695
(株)きらぼし銀行	2,070

## 2 会社の株式に関する事項

### 株式の状況 (2022年3月31日現在)

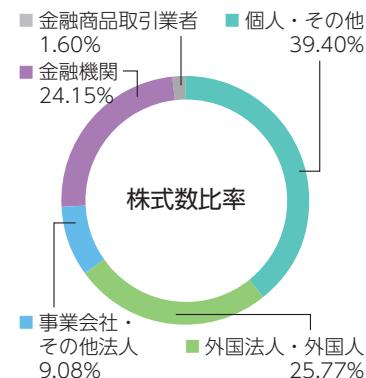
- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
  - ② 発行済株式の総数 54,734,200株 (自己株式141,260株含む)
- (注) 当事業年度中の自己株式の消却により、発行済株式の総数は2,500,000株減少しております。

- ③ 株主数 17,606名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	7,184	13.2
保志忠郊	6,246	11.4
保志治紀	6,119	11.2
JP MORGAN CHASE BANK 380055	2,932	5.4
(株)ホシ・クリエート	2,449	4.5
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,008	3.7
アサヒビール(株)	1,820	3.3
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,609	2.9
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	1,388	2.5
三菱UFJ信託銀行(株)	1,148	2.1

(注) 持株比率は自己株式 (141,260株) を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況



### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	発行決議の日	保有者数	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間
2015年度新株予約権	2015年6月19日	取締役1名 (社外、非常勤取締役除く)	33個	当社普通株式 3,300株	1株当たり 3,596円	1株当たり 1円	2015年7月7日から 2055年7月6日まで
2016年度新株予約権	2016年6月24日	取締役1名 (社外、非常勤取締役除く)	28個	当社普通株式 2,800株	1株当たり 3,538円	1株当たり 1円	2016年7月14日から 2056年7月13日まで
2017年度新株予約権	2017年6月23日	取締役2名 (社外、非常勤取締役除く)	48個	当社普通株式 4,800株	1株当たり 4,446円	1株当たり 1円	2017年7月13日から 2057年7月12日まで
2018年度新株予約権	2018年6月22日	取締役2名 (社外、非常勤取締役除く)	87個	当社普通株式 8,700株	1株当たり 4,239円	1株当たり 1円	2018年7月12日から 2058年7月11日まで
2019年度新株予約権	2019年6月21日	取締役4名 (社外、非常勤取締役除く)	126個	当社普通株式 12,600株	1株当たり 3,776円	1株当たり 1円	2019年7月11日から 2059年7月10日まで
2020年度新株予約権	2020年6月19日	取締役4名 (社外、非常勤取締役除く)	176個	当社普通株式 17,600株	1株当たり 2,075円	1株当たり 1円	2020年7月9日から 2060年7月8日まで
2021年度新株予約権	2021年6月25日	取締役4名 (社外、非常勤取締役除く)	160個	当社普通株式 16,000株	1株当たり 3,028円	1株当たり 1円	2021年7月15日から 2061年7月14日まで

- (注) 1. 新株予約権者である当社取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く)は、上記行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使できる。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

名称	発行決議の日	交付者数	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間
2021年度新株予約権	2021年6月25日	役付執行役員・ 上席執行役員3名 (取締役を兼任する者、 非常勤執行役員除く)	82個	当社普通株式 8,200株	1株当たり 3,028円	1株当たり 1円	2021年 7月15日から 2061年 7月14日まで

- (注) 1. 新株予約権者である当社役付執行役員及び上席執行役員(取締役を兼任する者及び非常勤執行役員を除く)は、上記行使期間内において、当社の執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使できる。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 4 会社の役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	保志 忠郊	兼社長執行役員	
取締役	保志 治紀	兼上席執行役員 管理本部長兼財務部長	(株)ホシ・クリエート代表取締役社長
取締役	大塚 賢治	兼上席執行役員 営業統括本部長	
取締役	飯島 毅	兼上席執行役員 店舗事業本部長兼店舗開発部長	
取締役(社外)	古田 敦也		
取締役(社外)	増田 千佳		
常勤監査役(社外)	梅津 広		
常勤監査役	小林 成樹		
監査役(社外)	有近 真澄		
監査役	柴野 浩良		

- (注) 1. 取締役古田敦也、増田千佳は社外取締役であり、常勤監査役梅津広及び監査役有近真澄は社外監査役であります。全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役梅津広は、公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 常勤監査役小林成樹は、長年にわたり当社の経理部門を統括しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は執行役員制度を採用しており、上記取締役との兼務者を含め、社長執行役員1名、専務執行役員1名、常務執行役員1名、上席執行役員5名及び執行役員4名で構成しております。
5. 当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害及び争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

**(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等****①当事業年度に係る役員報酬等の総額等**

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬		
			ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	318	252	54	12	10
監査役 (社外監査役を除く。)	34	34	—	—	2
社外取締役	36	36	—	—	2
社外監査役	37	37	—	—	2

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社経営は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しておりますが、そのために、現在(短期)のために既存のものを管理する活動と未来(長期)のために新たなものを創造する企業家的な活動のバランスが重要と認識しております。その趣旨から、以下の定量・定性指標を業績連動報酬に係る指標として選択しております。なお、当事業年度における定量指標の実績は「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりです。
- ・ 定量指標(業績指標)  
連結の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、営業利益率、自己資本当期純利益率 (ROE)、1株当たり当期純利益 (EPS) のほか、セグメント(部門)別の売上高と営業利益などであります。
  - ・ 定性指標  
イノベーションの気概、変化への柔軟性、本質を見抜く力、ビジョンを掲げる力、過去からの脱却、多様性の活用、リスク管理ほか、経営上の重要課題への取り組みなどであります。
4. 非金銭報酬等として取締役に對して新株予約権(ストック・オプション)を割り当てております。当該新株予約権の内容及びその割り当て状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。
5. 取締役の金銭報酬の額は2005年6月26日開催の第30回定時株主総会において、年額8億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2015年6月19日開催の第40回定時株主総会において、取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。)に対して、年額2億円以内の範囲で新株予約権を割り当ててことを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。)の員数は9名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は2015年6月19日開催の第40回定時株主総会において、年額1億1千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

### ②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の経営方針は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を最重要課題としております。したがって、役員報酬の制度設計も、各取締役が短期志向に陥ることなく、ロングレンジな視点での経営判断と職務執行を実践したかを問う評価体系となっております。

当社の取締役の報酬は、固定分として職責を反映する基本報酬、また、変動分としては短期業績へのインセンティブとして役員報酬枠の範囲での役員賞与並びに中長期業績へのインセンティブとして株式報酬型ストック・オプションにより構成されております。

各報酬の算定方法を定める「役員報酬規程」及び「ストック・オプション報酬規程」は、社外取締役を委員長とする「報酬諮問委員会」の審議並びに助言・提言を受けて取締役会の決議により決定しております。

個人別の報酬等の額の決定方法については、以下のとおりであります。

- ・代表取締役社長を含むすべての社内取締役を対象に当事業年度における定量指標（業績指標）及び定性指標を記載した「取締役業績評価表」をもって自己評価を実施いたします。
- ・代表取締役社長は、各取締役の自己評価と当事業年度の業績等を参考に、会社の状況ほか経済環境等を総合的に判断し、「役員報酬規程」に沿い、取締役の報酬案について役位別かつ個別に策定いたします。
- ・取締役報酬案は、社外取締役・人事担当取締役で構成する「報酬諮問委員会」へ諮られ、当委員会はこれを審議し、疑義がある場合、代表取締役社長へ意見・提言いたします。
- ・報酬の最終評価と金額配分は、取締役会が代表取締役社長に一任しております。代表取締役社長は、同委員会の審議結果あるいは提言を尊重し、最終決定いたします。
- ・株式報酬型ストック・オプションについては、「ストック・オプション報酬規程」に定める算定方法により個人別の割り当て個数が算定され、「報酬諮問委員会」での審議を経て、取締役会の決議により決定しております。

なお、当事業年度に係る個人別の報酬額は、上記の手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ③監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、独立した立場からの経営の監視・監査機能を担う役割に鑑み、基本報酬のみとしており、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

#### ④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長保志忠郊に取締役の個人別の固定報酬及び役員賞与の額の決定権限を委任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を委員長とする「報酬諮問委員会」にて取締役報酬案を審議し、助言・提言を受けて最終決定しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古田 敦也	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、株主及びステークホルダーの視点に立ち、議案の審議等に適宜助言、提言を行っております。また、2016年に発足した「人事・報酬諮問委員会」においては委員長として会を運営しております。
取締役	増田 千佳	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、株主及びステークホルダーの視点に立ち、議案の審議等に適宜助言、提言を行っております。また、2016年に発足した「人事・報酬諮問委員会」においては委員として会を運営しております。
常勤監査役	梅津 広	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席及び監査役会15回すべてに出席し、有限責任あずさ監査法人における豊富な財務及び会計に関する広範な経験・知見を活かし、必要な発言を適宜行っております。
監査役	有近 真澄	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席及び監査役会15回すべてに出席し、2001年より非常勤監査役を務めていることから当社の業務内容を知悉し深い知見を有し、必要な発言を適宜行っております。

#### ②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## 5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項についての報酬等の額	73
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73

- (注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記報酬額はこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>84,277</b>
現金及び預金	68,214
受取手形	44
売掛金	4,082
棚卸資産	7,596
その他	4,796
貸倒引当金	△457
<b>固定資産</b>	<b>96,112</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>62,987</b>
建物及び構築物	4,916
カラオケ賃貸機器	6,294
カラオケルーム及び飲食店舗設備	10,380
土地	40,341
その他	1,053
<b>無形固定資産</b>	<b>6,858</b>
のれん	996
その他	5,861
<b>投資その他の資産</b>	<b>26,267</b>
投資有価証券	4,507
長期貸付金	508
繰延税金資産	6,520
敷金及び保証金	13,449
その他	1,346
貸倒引当金	△64
<b>資産合計</b>	<b>180,389</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>21,658</b>
支払手形及び買掛金	2,614
短期借入金	6,098
未払金	6,453
未払法人税等	1,985
契約負債	968
賞与引当金	1,141
その他	2,395
<b>固定負債</b>	<b>53,570</b>
長期借入金	41,705
繰延税金負債	77
役員退職慰労引当金	993
退職給付に係る負債	7,846
その他	2,946
<b>負債合計</b>	<b>75,229</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>103,628</b>
資本金	12,350
資本剰余金	4,114
利益剰余金	87,733
自己株式	△570
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△84</b>
その他有価証券評価差額金	606
土地再評価差額金	△733
為替換算調整勘定	69
退職給付に係る調整累計額	△26
<b>新株予約権</b>	<b>219</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>1,397</b>
<b>純資産合計</b>	<b>105,160</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>180,389</b>

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		94,787
売上原価		65,951
<b>売上総利益</b>		<b>28,835</b>
販売費及び一般管理費		29,124
<b>営業損失</b>		<b>289</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	22	
受取配当金	197	
受取手数料	142	
受取保険金	355	
受取協賛金	255	
受取補償金	11	
その他	645	1,630
<b>営業外費用</b>		
支払利息	199	
為替差損	48	
支払手数料	15	
解約違約金	61	
その他	126	452
<b>経常利益</b>		<b>888</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	104	
助成金収入	15,206	15,311
<b>特別損失</b>		
固定資産処分損	80	
減損損失	1,862	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	108	
新型コロナウイルス関連損失	6,452	8,505
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>7,695</b>
法人税、住民税及び事業税	1,971	
法人税等調整額	500	2,471
<b>当期純利益</b>		<b>5,223</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		26
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>5,196</b>

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>60,248</b>	<b>流動負債</b>	<b>37,877</b>
現金及び預金	45,695	支払手形	790
受取手形	36	買掛金	1,504
売掛金	3,808	短期借入金	27,384
商品	6,832	未払金	4,377
前渡金	145	未払費用	369
前払費用	2,408	未払法人税等	1,075
未収収益	74	未払消費税等	592
短期貸付金	698	契約負債	88
その他	587	前受金	198
貸倒引当金	△40	預り金	387
<b>固定資産</b>	<b>80,628</b>	前受収益	38
<b>有形固定資産</b>	<b>46,814</b>	賞与引当金	697
建物	2,282	その他	372
構築物	269	<b>固定負債</b>	<b>48,001</b>
工具、器具及び備品	531	長期借入金	40,000
カラオケ貸貸機器	4,023	退職給付引当金	5,530
カラオケルーム及び飲食店舗設備	7,532	その他	2,471
土地	32,168	<b>負債合計</b>	<b>85,879</b>
建設仮勘定	7	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>5,408</b>	<b>株主資本</b>	<b>54,906</b>
のれん	16	資本金	12,350
借地権	44	資本剰余金	4,002
商標権	0	資本準備金	4,002
ソフトウェア	2,176	<b>利益剰余金</b>	<b>39,124</b>
音源映像ソフトウェア	3,115	その他利益剰余金	39,124
その他	55	別途積立金	16,604
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,405</b>	繰越利益剰余金	22,520
投資有価証券	4,472	<b>自己株式</b>	<b>△570</b>
関係会社株式	6,418	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△127</b>
出資金	70	その他有価証券評価差額金	606
関係会社出資金	100	土地再評価差額金	△733
長期貸付金	324	<b>新株予約権</b>	<b>219</b>
破産更生債権等	18	<b>純資産合計</b>	<b>54,998</b>
長期前払費用	645	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>140,877</b>
繰延税金資産	4,611		
敷金及び保証金	11,345		
その他	450		
貸倒引当金	△52		
<b>資産合計</b>	<b>140,877</b>		

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		
商品売上高	9,165	
カラオケ機器賃貸収入	32,126	
カラオケ及び飲食店舗運営収入	15,906	
その他営業収入	7,305	<b>64,504</b>
<b>売上原価</b>		
商品売上原価	5,998	
カラオケ機器賃貸収入原価	13,730	
カラオケ及び飲食店舗運営収入原価	21,791	
その他営業収入原価	6,040	<b>47,562</b>
<b>売上総利益</b>		<b>16,942</b>
販売費及び一般管理費		17,344
<b>営業損失</b>		<b>402</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	269	
受取手数料	141	
受取協賛金	209	
為替差益	13	
受取賃貸料	150	
その他	435	<b>1,220</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	158	
支払手数料	15	
解約違約金	47	
その他	84	<b>306</b>
<b>経常利益</b>		<b>511</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	12	
助成金収入	10,002	<b>10,015</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除売却損	20	
減損損失	1,259	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	108	
新型コロナウイルス関連損失	4,487	<b>5,876</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>4,650</b>
法人税、住民税及び事業税	844	
法人税等調整額	666	1,511
<b>当期純利益</b>		<b>3,139</b>

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

2022年5月12日

### 独立監査人の監査報告書

株式会社第一興商  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第一興商の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第一興商及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

2022年5月12日

### 独立監査人の監査報告書

株式会社第一興商  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井上 秀之  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三木 練太郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第一興商の2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告 謄本

### 監査報告

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

### 株式会社第一興商 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	梅津 広	Ⓔ
常勤監査役	小林 成樹	Ⓔ
社外監査役	有近 真澄	Ⓔ
監査役	柴野 浩良	Ⓔ

以上

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の投資等のための内部留保を勘案の上、連結業績に応じた積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当は、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

### (1) 配当財産の種類

金銭

### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき57円（中間配当を含め年113円）

配当総額は3,111,797,580円

### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

# 株主総会参考書類

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条(条文省略)	第1条～第14条(現行通り)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(第15条 削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第15条 新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面への記載を省略することができる。</p> <p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、上場企業に対して強制適用されることから、当社では、次回（2023年6月）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びアドレス等を記載したお知らせ等）をお届けすることになります。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は「書面交付請求」のお手続きが必要になります。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、又は株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役梅津広、小林成樹の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	うめつ ひろし			再任	社外	独立役員
1	梅津 広	生年月日	1964年7月23日	取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)	
		所有する当社の株式数	0株	監査役会への出席状況	15回/15回 (100%)	

### 略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1991年10月	朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
1994年4月	公認会計士登録
2006年5月	同社 社員
2018年6月	当社監査役（現任）

### 社外監査役候補者とした理由

梅津広氏は、長年の公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号	こいずみ ふみあき			新任		
2	小泉 文明	生年月日	1963年3月20日	取締役会への出席状況	—	
		所有する当社の株式数	10,700株	監査役会への出席状況	—	

### 略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1992年3月	株式会社台東第一興商 入社
2001年6月	同社 取締役
2007年6月	同社 常務取締役
2015年4月	当社入社 店舗事業本部店舗管理部長（現任）

### 監査役候補者とした理由

小泉文明氏は、長年販売子会社の管理部門に携わり、また、当社の店舗管理および子会社経営で豊富な経験・見識を有していることから、社内監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 梅津広氏は、社外監査役の候補者であります。  
 3. 梅津広氏は、現在当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。  
 4. 当社は、梅津広氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としており、梅津広氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。  
 5. 梅津広氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。再任が承認された場合は、引続き独立役員とする予定であります。

6. 当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害及び争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担をしております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

## (ご参考)

### 〈経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名に係る方針・手続き〉

当社では、経営陣幹部・取締役の期待役割を「取締役業績評価基準」の中で「取締役の期待役割」7項目（イノベーションの気概・変化への柔軟性・本質を見抜く力・ビジョンを掲げる力・過去からの脱却・多様性の活用・リスク管理）として明示しております。

経営陣幹部の選任については、同「期待役割」に加え、当社グループの経営理念に基づいた戦略の構想力と、強力な業務執行能力を必須条件としております。

取締役候補の指名については、上述の「取締役の期待役割」7項目に、それぞれの人格と管理・監督機能の執行に必要な見識等を総合的に勘案し、適任者を指名しております。

監査役候補に関しては、企業リスクに関する洞察と経営者に対する忌憚のない発言力、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる適任者を指名しております。

経営陣幹部の選任並びに取締役及び監査役候補の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする「人事諮問委員会」にて事前審議を行い、取締役会に意見の具申をいたします。取締役会はこれら意見を慎重に協議した上で決定いたします。

経営陣幹部の解任については、経営陣幹部に選任事由からの逸脱が認識された時点で、取締役会が判断いたします。しかし乍ら、何らかの事由により取締役会が機能不全となった場合のフェイルセーフ・システムとして、社外取締役を委員長とする「人事諮問委員会」が取締役会に対し、解任の助言・提言を行う事としております。

### 〈当社の独立役員の独立性の判断基準〉

当社では、「独立役員の独立性の判断基準」を定め、次の各項目のいずれにも該当しない者を独立役員として指定しております。

- (1) 当社及び当社の関係会社の業務執行者又は過去10年間に於いて当社及び当社の関係会社の業務執行者であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
- (4) 当社の大株主(直接・間接的により議決権の10%以上を保有している者)又はその業務執行者
- (5) 当社が直接・間接的により議決権の10%以上を保有している者又はその業務執行者
- (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (7) 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- (8) 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- (9) 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- (10) 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼務している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用者である者
- (11) 上記(2)～(10)に過去3年間に於いて該当していた者
- (12) 上記(1)～(11)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

以上

## 株主優待のお知らせ

2022年3月31日最終の株主名簿に記載された100株以上ご所有の株主様に、保有株式数に応じて優待券を贈呈いたします。

所有株式数	優待内容	
	年2回発行	
	優待券 <sup>※1</sup>	CD交換 <sup>※2</sup>
100株以上1,000株未満	500円券× 10枚	1枚
1,000株以上	500円券× 25枚	2枚

※1 当社が運営する「ビッグエコー」店舗、「楽蔵」「ウメ子の家」「びすとり家」などの飲食店などでご利用いただけます。

※2 優待券全額と引き換えを条件に、アルバムCDと交換いただけます。

**贈呈時期** 2022年6月27日より送付開始

**有効期間** 2022年7月1日～2022年12月31日

## 株式事務のご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
上記基準日	定時株主総会については3月31日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めます。
剰余金の配当受領 株主確定日	期末配当金については3月31日 中間配当金については9月30日
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.dkkaraoke.co.jp/">https://www.dkkaraoke.co.jp/</a>
株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先 ( 電話照会先 ) ( 郵便物送付先 )	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (フリーダイヤル) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

### ■人気アーティストのライブ映像が続々配信

迫力のライブ体験をあなたに



「LIVE+You (ライブをもっと身近に)」。

「ライビュー!」はカラオケボックスで体験していただく長尺のライブ映像、LIVE DAM Ai 新コンテンツです。

メジャーアーティスト達の高品質なライブを、大型モニターと迫力の音響環境で、いつでも自由に楽しんでいただくことができます。

「ライビュー!」では、毎月人気アーティストのハイクオリティなライブ映像を配信していく予定です。



3月配信 04 Limited Sazabys



4月配信 ゆず



5月配信 WANIMA



6月配信 THE RAMPAGE from EXILE TRIBE

### ■ビッグエコーの公式アプリがリニューアル

ビッグエコーは、公式アプリのポイントシステムを4月4日よりリニューアルしました。今まではご来店につき1ポイントを進呈し、ポイント数に応じたクーポンとの引き換えをしていたところ、4月4日より、お会計金額100円につき1ポイントを進呈、貯まったポイントは【100ポイント=100円】としてご利用料金の一部に使えます\*1。また、ポイントはdポイントに交換することも可能です\*2。

さらに利便性の高まったビッグエコー公式アプリの新ポイントシステムでカラオケをお楽しみください。

\*1 100ポイント単位で利用可能。1回の利用ポイント上限は10,000ポイント(10,000円)です。現在のビッグエコーアプリで貯まっている既存ポイントは、そのまま新ポイントに移行されます。既存ポイントの新ポイントへの移行は、1日~3日程度かかります。ポイントの有効期限は、最終ポイント獲得日から12か月です。

\*2 100ポイント単位でdポイントに交換可能(100ポイント=dポイント60ポイント分)です。



### ■食事をメインにした飲食新業態

ハイボールのセルフ飲み放題と町中華が楽しめる新業態「あまつ」を大阪・お初天神に2022年3月8日にオープン、次いで創作うどん専門店の新業態「いちだん」を神奈川県川崎市・マルイファミリー溝口のフードコートHARA8(はらっば)内に2022年3月10日にオープンしました。「いちだん」は当社初となるフードコートへの出店です。今後も顧客ニーズや立地特性に応じた魅力ある店舗づくりやサービスを展開し、顧客満足度を追求することで集客向上を目指します。



大衆食堂「あまつ」



創作うどん専門店「いちだん」

## ■ スポーツ庁 Sport in Life推進プロジェクトに参画



当社はスポーツ庁が推進する「Sport in Lifeプロジェクト」に参画し、シニア世代が活用できるデジタルコンテンツを用いた新たなスポーツ環境創出事業を推進しました。

新型コロナウイルス感染拡大以降、シニア世代の集合型教室でのスポーツ活動が施設の一時閉鎖等により著しく減少し、心身の健康への影響が課題視されています。本事業では4自治体のコンソーシアムのシニア世代を対象にデジタルを活用した新たなスポーツ環境を創出し、コロナ禍でも楽しく運動できる場・機会を提供することにより、対象者のスポーツ習慣の継続・心身の健康度の向上を目指す取り組みを行いました。

### ・DKエルダーシステムとは

カラオケはもちろんのこと、「音楽を使う」「体を使う」「目で観る」といったプログラムの提供を通じて高齢者の心と体を元気にすることができる介護予防・健康増進コンテンツ配信システムです。「運動・口腔・認知」など、総合的な生活機能の維持・向上の効果が認められています。全国のデイサービス、特別養護老人ホームなどの介護施設および公民館、集会所などの自治体関連施設など、25,000カ所以上(2022年3月末現在)に導入されており、高齢者の介護予防や機能訓練、レクリエーションの場で活用されています。

生活総合機能改善機器  
**DK ELDER SYSTEM**



## ■ パーキング事業が拡大中



ザ・パーク

地域に密着したカラオケの営業網を活用し「ザ・パーク」の名称でコインパーキング事業を推進しています。新規出店が好調に進展し、2022年3月末時点では、1,700施設、22,000車室を超える規模に拡大しました。今後も当社グループの新たな柱の一つとして成長を続けていきます。

施設数・車室数の推移



## PICK UP! ARTIST & CONTENTS

当社グループのアーティストやコンテンツをご紹介します。

### ポップス **ベリーグッドマン** CROWN 日本クラウン株式会社

2019年から3年連続プロ野球選手登場曲として採用され、阪神タイガース開幕戦での歌唱も実現。ラブソングでは大切な人を想う歌詞に多くの共感が寄せられています。2022年1月には、中野サンプラザで行われたツアーの一部をTikTokにて生配信し、累計視聴者数約6万人を記録しました。阪神甲子園球場でのワンマンライブを目標に掲げ、活動の幅を広げていきます。



### 演歌・歌謡曲 **吉幾三**

芸能生活50年目に突入した“世紀のエンターティナー”。3月に発売したシングル「頼り頼られ…」とアルバム「ギターと吉と」を皮切りに、2022年は50周年記念作品の発売が多数予定されています。さらに名古屋・大阪・東京・福岡・青森と予定されている50周年特別公演においても、第一部のお芝居では原案と音楽を、第二部の歌謡ショーでは構成・演出を本人が担当し、記念イヤーを盛り上げるべく精力的に活動中です。











# 定時株主総会会場 ご案内図

日時

2022年6月24日（金曜日） 午前10時（開場：午前9時）

会場

ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

東京都港区台場一丁目9番1号  
電話 03-5500-5500（代表）



スマートフォンやタブレット端末から左記の二次元コードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



## 交通機関のご案内

### ゆりかもめ

「台場」駅下車 徒歩1分

### りんかい線

「東京テレポート」駅下車 出口B 徒歩10分

## お知らせ

- 代理人により議決権を行使する場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）と委任されました株主様を確認できる資料の提出が必要となりますのでご了承ください。  
なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご出席いただけませんのでご了承ください。